

## 第2回 設備技術規格評価委員会 議事要録

【日 時】2024年 8月 16日 (金) 13:00～16:30

【場 所】溶接会館 ホール および Web 会議

- 【議 事】
1. 出席者、議題の確認
  2. 前回(第1回)議事要録(案)について【審議】
  3. 経済産業省からの委員候補の推薦について【審議】
  4. 評価案件【審議】  
「特定認定高度保安実施者による保安検査基準(コンビナート等保安規則関係)」
  5. 連絡事項
    - (1) 次回委員会の審議事項
    - (2) その他

- 【資 料】
- 1 - 1 出席者リスト
  - 2 - 1 議事要録(案)
  - 3 - 1 委員候補 推薦書
  - 4 - 1 技術評価書(案)
    - 2 資料1 設備技術規格評価委員会 委員名簿(2024年8月16日現在)
    - 3 資料2 民間規格等作成団体 作成資料(添付資料1～6、別添1～2 1)
    - 4 委員からの事前コメント
  - 5 - 1 次回委員会での審議事項について

### 【議事要旨】

#### 1. 出席者、議題の確認

事務局より、資料1-1を用いて、出席者が委員12名(外部評価委員会 委員長1名を含む)、経済産業省3名、溶接協会1名、傍聴者7名、民間規格申請団体8名、報道関係者2名、事務局1名であること、議題が前掲の1.～5.であることを報告した。

また、事務局より、欠席の岡田委員は議決権を三宅委員長へ委任、木下委員は議決権を代理出席者の加藤 芳範氏へ委任する旨の委任状をそれぞれ事務局へ提出していることを報告し、委員長の了解を得た。なお、加藤 芳範氏は、コスモ石油 堺製油所 安全環境担当副所長であり、木下委員と同一の関係分野であることが代理者として問題ないことが確認された。

#### 2. 前回(第1回)議事要録(案)について【審議】

事務局より、資料2-1を用いて、前回の議事内容の要録を説明した。以下のとおり修正することで了承された。

- (1)【議事要旨】6. 項(回答1)

- (修正前) パブリックコメントへの対応は、基本的には設備技術規格評価委員会で実施する。  
ごく軽微なものは委員長・副委員長と相談したうえで、事務局が対応する場合もあると考える。
- (修正後) パブリックコメントへの対応は、基本的には設備技術規格評価委員会で実施するので、必要に応じて設備技術規格評価委員会を開催する。ただし、ごく軽微なものは委員長・副委員長と相談したうえで、事務局が対応する場合もあると考える。

(2) 【議事要旨】 7. 項 (回答3)

- (修正前) 共通のチェックリストの導入を検討したが、現状運用されている検査項目リストが自治体毎に異なっていることもあり、今回の評価申請においては見送ったが、今後も引き続き検討することになっている。
- (修正後) 検査チェックリストは自治体毎に異なっており、各事業者で運用されている。 今回の評価申請においては見送ったが、共通のチェックリストの導入について、今後も引き続き検討することになっている。

(3) 【8. その他】 (2) その他

- (修正前) 経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長の牟田様より、設備技術規格評価委員会の発足にあたり祝辞とともに、新認定制度の狙いを踏まえ、A認定事業者による自律した高度な自主保安の達成に寄与すべく、高圧ガス保安法の考え方や各委員の持つ専門的な知見に照らし、中立的な立場で厳しく十分な議論に基づく評価を実施してもらいたいとの激励を頂戴した。
- (修正後) 経済産業省 大臣官房 産業保安・安全グループ高圧ガス保安室長の牟田様より、設備技術規格評価委員会の発足にあたり祝辞とともに、新認定制度の狙いを踏まえ、A認定事業者による自律した高度な自主保安の達成に寄与すべく、高圧ガス保安法の考え方や各委員の持つ専門的な知見に照らし、中立公正な運営であるとの説明責任を果たす観点からも、厳しく十分な議論に基づく評価を実施してもらいたいとの激励を頂戴した。

(4) 資料3-1 推薦書の公開について

推薦書には個人情報の一部が含まれていることを踏まえ、推薦書は委員候補が相互承認もしくは委員会での議決における参考情報として確認するに留め、一般に対しては公開しないものとするので了承された。

### 3. 経済産業省からの委員候補の推薦について【審議】

(1) 推薦理由について (経済産業省 細川 政策保安課長)

- ・ 規格の複線化は、高圧ガス保安法の改正における主眼の一つともいうべき施策である。
- ・ 民間規格調査機関制度という仕組みのもと、科学的データ、最新の技術的知見あるいは国際的な基準を踏まえて議論を行うなど、この制度が機能していくかどうかについては、関係業界に限らず、広く世の中の注目を集めていると理解している。

- ・今回、評価が行われる規格は民間主導で策定されるものではあるが、前述の観点に加えて、制度立ち上げ間もないことを踏まえ、これまで高圧ガス保安業務を担ってきた組織に所属する方も加わって当面は議論を進めていくことが技術的な信頼性に資するのみならず、対外的にも規制対象者寄りであるという誤解を避けつつ、より中立的公正な機関運営であると説明責任を果たすことができるという観点からも重要であると考えます。
- ・そういった趣旨において、資料3-1のとおり、高圧ガス保安協会の越野理事を推薦するものである。
- ・高圧ガス保安協会は、高圧ガス保安法の目的規定（第1条）に掲げられており、同法に基づき設置された法人であることから、民間規格評価機関においては、高圧ガス規制あるいは技術に関する知見を有する中立的な一員として貢献していただけるものと判断し推薦したものである。
- ・被推薦者は、民間での経験も長く民間規格評価機関の制度も十分に理解しており、また、高圧ガス保安協会に蓄積されている知見を評価に活かす役割を担って、適切に委員としての役割を果たすものと認識していることから、各委員におかれては経済産業省からの推薦について理解と賛同をいただきたい。

## (2) 各委員からの意見

(永田委員) 当委員会の設立の主旨は、既存の技術基準策定機能とは別に、新たに民間主導で技術基準を定めていく道筋を作るものと理解しており、既存の技術基準策定に関与している高圧ガス保安協会の所属員が委員に加わることは主旨に反するのではないかと懸念する。

(小島委員) 推薦理由や推薦書の内容については理解できる一方で、この後に評価を予定しているWES9801は、前回の概要説明によれば、KHKSをベースにして一部を昔から広く海外で使用されているAPI規格等を適用する構成と理解している。仮に高圧ガス保安協会に所属する方が委員になって評価するにあたり、KHKSと異なる規格を承認することは、高圧ガス保安協会として矛盾することになるのではないかと懸念する。そうした点を踏まえ、高圧ガス保安協会におかれては、KHKSを策定している立場として、外部の目線により民間規格評価機関が評価する民間規格への意見を表明していただくことが適切であり、双方にとってメリットが有るのではないかと懸念する。

(岩崎委員) 公平性および保安の観点から、従来 of 管理を実施していた方、特に今回は、審議予定の民間規格を評価するにあたり、KHKSの内容に関する議論を多くすることが予想されるため、そういった方に入っていただくことはある意味では合理的と考えられる。一方で、審議予定の民間規格は、API等の国際的に適用されている規格を合理的な範囲で日本において利用可能とすることが目的であり、そのような規格により複線化をするというのが本委員会の主旨と理解しており、今後の日本企業の国際競争力を進化するための本委員会の非常に重要な役割と考える。従来 of 規格と全く違う活動を実施するというのは保安の観点から避けられないといけない側面はあるが、新しい管理手法を民間主導で国際的な規格を導入することで適用していくためには、本委員会の公平性の観点から規格を策定した団体は入れないということ、今回、審議予定の民間規格が従来 of 規格の一部を国際的な規格に置き換えて活用することなどから、従来 of 規格を策定した機関の方が委員となることは公平性の点から不自然と考える。従来 of 規格と比較して本委員会が評価する民間規格の公平性が担保されているかどうかについては、オブザーバーとしての外部的な評価あるいはパブリックコメントなどによ

ることが適当であり、仮に委員として入っていただくのであれば、直接的に従来の規格を策定した機関の方ではなく、類似の規格策定の運用を行っている団体の方、あるいはKHK Sの技術的な背景について議論するというのであれば、現状は策定には関与していないが過去に関与していた中立的な委員として入っていただくことが望ましいと考える。

(昆野委員) 自主保安・自己責任の観点で意見を述べたい。2002年2月に発行された石連文書(※)では性能規定化された高圧ガス保安法において、20年来、コンビ則から降りてきたKHK Sのみが唯一の例示基準であり続けたことに照らすと、今回の制度改正では、複線化された受け皿としていよいよ民間規格を責任持って作り、育て、使っていくときである。前回の委員会で概要説明のあった今回審議予定の民間規格においては、気密試験における赤外線カメラの導入や溶接補修後の耐圧テストの免除規定など、従来のKHK Sでは認められなかった内容が含まれていて、まさに細川課長が言及された「最新技術」「国際化」に適うものだと考えている。”民間は経済性を優先にズルをする”といった見方から脱却するためにも、自主保安・自己責任の観点が重要である。今回は民間で作成したものをパブリックコメントやプロセス評価委員会、オブザーバー意見を経ることで良いと考えている。技術規格の制改訂に携わってきた者として、性能規定化のあるべき視点での意見である。

(※) 石連文書の概要

1995年に政府がTBT協定(貿易の技術障壁に関する協定)締結に端を発して高圧ガス保安法の技術基準が性能規定化されることとなった。これに伴い、法令上の技術基準は性能規定のみとなり、事業者等は法令上の技術基準(性能規定)に規定された性能を満たす詳細基準を選択、あるいは自ら策定し、それに基づいて管理を行うことが可能となった。ただし、当面は、従来国が法令上定めていた詳細基準を、性能規定に規定された性能を満たす詳細基準の例(例示基準)として国が示すこととなり、石油業界としてはこれらの動きに対し、早急な対応が必要となった。

(松永副委員長) 前回の委員会で概要説明のあった今回審議予定の民間規格の内容からすると、やはりこの委員会で評価する規格というのは、高圧ガス保安協会の規格と横並びだと理解している。その意味で、お互いに委員がコンタミするというのは、逆に公平性に関して懸念が出ると感じている。また、今回の高圧ガス保安協会からの委員は、高圧ガス保安室長から御推薦ということで、我々大学の教員にとっても、また産業界にとっても経済産業省からの推薦は非常に重いと考えるが、この推薦はあくまで推薦であって、公的な根拠のある行政指導等ではないという理解でよいか?また、議決の結果により本委員会への不利益が生じることはないのか?

(3) 各委員からの意見へのコメント(経済産業省 細川 政策保安課長)

- ・今回の法改正の主旨は民間主導で規格を策定していただくことに間違いはないが、保安や安全に係る規格がどのように認められていくかという点について国としても強く説明責任を負うことになっている観点で、民間主導ではあるものの、これまでの保安に関する知見を有する方や組織に加わっていただき、従来の規格とAPI等の国際的基準との違いなどを含め、叡智を尽くした科学的な議論が必要と考えることから、一人の委員として高圧ガス保安協会の越野理事を推薦したものである。
- ・高圧ガス保安協会に対する公平性や利害に関する各委員の意見については理解したが、今回の制度は民間主導とはいえ、完全に民間で決定するというわけではない。規格作成団体も民

間、評価機関も民間という状況において、お手盛りということにならないように委員は中立・公正であるべきと考える。

- ・規格の複線化は、従来の仕組みによる規格と民間規格評価機関による新たな仕組みに基づく規格との対立構造のように見えるが、新認定制度により自主保安を広く推進していただくための施策の一つである。
- ・新認定制度においては、経済産業省が認定するにあたり事前調査を高圧ガス保安協会が実施する場合も利害関係とならないように制度設計されており、現時点で運用面においての問題は発生していない。
- ・高圧ガス保安協会所属の委員が含まれていることで、民間規格評価機関としての規格評価プロセスへより深い正当性を与え、国としても対外的に適切であると説明できるものと考えている。
- ・（推薦した委員候補の議決により委員会への不利益は生じることはあるのか？という松永委員への質問に対し）この推薦は行政指導等ではなく、委員会規則に準じた手続きであるためその結果によって民間規格評価機関にとって不利益が生じるものではないと考える。一方で、今回の結果については、本委員会の活動状況とともに高圧ガス小委員会へ報告することになるため、高圧ガス小委員会でどのように判断されるかは予断をもって申し上げることはできない。

#### （4）事務局から委員構成に関する補足説明

- ・本委員会が中立公正な機関として運営することができるように、民間規格評価機関の申請書（別紙）を用いて、プロセス評価委員会では、経済産業省の内規を満足することに加え、兼任する設備技術規格評価委員会の委員が多数とならないよう委員数を設定していること、設備技術規格評価委員会の委員は、委員長および副委員長には就任できないこと、また、地方自治体から2名の委員候補を予定していることを説明した。

#### （5）委員からの追加質問

（小島委員）上記（3）にて、従来の規格とAPI等の国際的基準との違いなどを含め、叡智を尽くした科学的な議論をするために高圧ガス保安協会に所属している方を委員に推薦したとのことだが、仮にそのような方が委員となった場合には、以下の①～③のような点について、委員の立場で科学的な観点から高圧ガス保安協会の見解を正しく説明され、技術的な徹底的な議論が行えるという理解で良いか。

- ① KHKSとAPI規格との相違点
- ② 国内高圧ガス設備でKHKSが認められて、API規格が認められていない理由（KHKSの優位性など）
- ③ ガス漏洩検知用赤外線カメラなどのKHKSでは認められていない新技術の採用に対する高圧ガス保安協会としての見解

（細川課長）その理解で結構です。

（牟田室長）補足すると、委員からの要望があればKHKSに説明していただくということになるかと考える。他方で、KHKSではどうなっているか、などを細かく見るといった以外にも、

KHKからの委員の役割としては、これまでのKHKが有する保安に関する経験、新認定制度への関与など、広く高圧ガス保安に係る運営を行っている観点から科学的な意見を提示することだと考える。

(小島委員) 委員からの要望があれば、先ほど述べたKHK Sとの違いなどについて科学的な観点からの説明がKHKからの参加委員から行われるという理解で良いか。

(牟田室長) 委員会から要望があれば、KHKから説明していただくという理解で結構です。

(小島委員) 委員会の要望があればということになると、外部からの意見聴取という形をとることも可能と考えられ、KHKの委員が委員会に入ってならなければならない理由にはならないと考える。

(細川課長) 要望をいただくというよりは、本委員会の議論の流れの中で意見を委員会においてしっかり発言していただくことになると考える。委員候補は第1回の委員会には参加しておらず、今回も委員に就任することが確定していないことから、具体的に示すことはできていないが、この後の審議においては議論の中でしっかり発言していただくためにKHKの委員が委員会に参加することが必要と考える。

#### (6) 本件に関する決議

- ・委員長による経済産業省から推薦のあった委員候補を委員とすることについて賛同する委員は举手するようにとの号令の結果、举手した委員は無かったため、経済産業省からの委員候補の推薦について否決された。
- ・事務局より、推薦書ではプロセス評価委員会の委員としても推薦されているため、プロセス評価委員会の委員としての推薦については、プロセス評価委員会に委ねることを報告し、了承された。

## 4. 評価案件【審議】

(1) 事務局より、資料4-1の技術評価書(案)、資料4-2の資料1(設備技術規格評価委員会の委員名簿)および資料4-3の資料2(添付資料1~6、別添1~21)について、申請団体による内容の説明ならびに事前に委員から提示された質問への回答等に基づき確認・審議していただくことを説明した。

#### (2) 申請団体代表者(石崎氏)からの挨拶

石油・石化産業は社会基盤を支える重要な産業と認識している。今回審議していただく保安検査規格は、今後も国内で事業を継続していくために不可欠となる設備の維持管理規格であることから、我々としてはしっかりと策定して送り出したつもりだが、委員の皆様におかれましては忌憚の無いご意見を賜りたく、その為に必要であれば今回の委員会に限らずプロセス評価委員会を含めて、何度でも審議していただきたいと考えている。

また、本日も2社の新聞社が取材に来られているが、委員会での審議内容の全てが記事を通じて世間一般に広く公開されることが、この委員会の透明性、公正、公平性を確保することになると考える。ご苦勞なこととは承知しますが、委員会はもとより、我々部会の活動を含めて継続的に取材を行っていただき、世間一般に紹介されることでステークホルダーが広がり、そして理

解してもらうことが、公平、公正でかつ安全・安心な規格作りの第一歩であると考えますので、今後ともよろしく願いいたします。

(3) 申請団体からの説明

①申請団体の佐古氏より、資料4-3 資料2（添付資料1～6、別添1～21）について説明した。

（昆野委員）添付資料1（民間規格等作成団体の審議に係る説明）の⑦について、改定は5年以内ということであるが、これはWES規格全体に適用されるルールか？

（事務局）今回の審議対象である規格を作成した圧力設備サステナブル保安部会が作成するWES規格が対象である。

（岩崎委員）内規の5年以内というのは、年度単位ではなく年単位という理解で良いか。

（事務局）内規では「評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも5年に1回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理しなければならない。」と規定されており、年単位と理解している。現実問題としては、委員会の事務局が評価・承認後、5年を経過しない事前のタイミングで規格作成団体における改定の動きを調査し、仮に5年を超過するような時期に改定が見込まれる場合は、委員会にて適正かどうかを審議していただくことになろうかと考える。

（安部委員）申請団体のルールは5年以内に改正しなければ廃止とのことだが、内規では必ずしも改正が必要ではないという理解で良いか。

（事務局）内規では改正・廃止のほか、5年以内に確認することも許容される。

（石崎氏）今回申請している規格は、2年程度で改正されるAPI/ASME規格を母体にしてることから、そのペースに合わせた改正を見込んでいる。

（安部委員）評価した民間規格が作成団体にて改正されたとしても、本委員会が評価・承認しなければA認定事業者はその改正された民間規格を利用することはできない、という理解で良いか。

（事務局）その通りである。

（昆野委員）添付資料6（自己審査書）の附属書1（審査申請する規格基準類の要件（チェックリスト）の5. の評価ではパブリックコメントについては対応済みとある一方で、添付資料1の⑥ではパブリックコメントはなしとあるが、パブリックコメントはなかったという理解で良いか。

（佐古氏）その通りである。

（安部委員）今回申請された規格について、保安検査の方法として評価・採用してもらいたいという主旨を記載した資料はどれか。

（事務局）申請団体は作成した規格を保安検査の方法として評価を申請するにあたり、先ほど説明のあった添付資料1～6を提出する。本委員会では、技術評価書に基づいてその内容を評価し、妥当であると評価すれば、パブリックコメントやプロセス評価委員会などの評価プロセスに進んでいく。

② 申請団体の増子氏より、資料4-4（委員からの事前コメント）について説明した。

- (永田委員) No. 4 のコメントは WES9801 附属書 A では正しく表記されているようだが、どの部分を修正するのか。
- (増子氏) 本文中の表 1 の記載に誤記があるため修正する。
- (加藤委員代理) 木下委員のコメント (No. 2、3、7 および 8) への回答について了解しました。
- (安部委員) 委員コメントへの回答内容は、委員以外に対してどのような手段で周知させることになるのか。
- (事務局) まず、委員からの事前コメント並びに回答については、本日の議事要録に収録する。プロセス評価委員会では、設備技術規格評価委員会での審議状況を確認することになっているので、議事要録は全体評価書の一部となる。
- (増子氏) 今回申請した規格を使用するためには、業界関係団体にて実施予定の WES9801 と WES9802 の理解を深めるための教育を受講する必要があるとしており、その教育メニューの一つである規格の解釈例に今回の内容を反映したい。
- (安部委員) 今回の委員コメントへの回答内容は、次回改定時に反映する考えはあるか。
- (増子氏) 念のため申請団体内で検討するが、今回のコメント内容に関しては、A 認定事業者であれば適切に理解・判断できるものであり、規格に反映する必要はないと考える。
- (安部委員) 例えば、A 認定事業者が規格作成団体に問い合わせ、今回の回答内容に類似するものに限らず、それ以外の内容を教示されたとして、その回答内容を適用して良いかどうか迷うことはないか。
- (事務局) WES9801 の解説に今回の回答内容を追記する考えはあるか。
- (佐古氏) 今回の回答内容を規格に反映することは考えていない。個別に問い合わせの有った内容は申請団体の問い合わせ要領に基づきリスト化して公開することになっている。その中から必要に応じて、規格への反映や別冊として発行することで考えている。
- (安部委員) 評価後の規格の解釈について、委員会は黙認することになるのか。
- (事務局) 評価後の規格の解釈については、評価結果に影響を及ぼさないものは作成団体に委ねることが基本と考えるが、仮に委員会の事務局が外部からの問い合わせを受け、それに対して申請団体の回答を求めることがあれば、その回答内容は各委員に共有することになる。今回の回答内容を含め、今後、解釈の内容をどのように取り扱うかについては、委員会で審議していただくことが望ましいと考える。
- (三宅委員長) 事前に配布されていなかった今回のコメント内容と回答について、改めて事務局より委員へ共有すること。各委員におかれては、8 月末を期限として精査し、追加コメントがあれば事務局へ連絡すること。その結果に応じて、書面あるいは委員会開催により技術評価書の審議を完了させることとする。
- (昆野委員) 別添 10-2 に KHK S との相違点について記載されているが、圧力容器以外の例えば直結弁や熱交換チューブなど、どのような議論で KHK S を引き続き採用する、あるいは A P I 規格等を採用することになったのかなどについて理解したいが、今回提出されている議事録を確認すれば良いのか。
- (増子) 議事録には記載されていない。
- (事務局) 昆野委員におかれては追加コメントとして提示していただき、申請団体側にて改めて回答いただくこととします。
- (昆野委員) 渡委員からのコメントに対する回答について、渡委員は了解されているか。

(事務局) 渡委員、如何でしょうか。  
(渡委員) 回答について了解しました。

## 5. 連絡事項

### (1) 次回委員会の審議事項

事務局より、議事4. について、委員からのコメント（追加分を含む）への回答内容について、書面もしくは委員会開催のうえ審議し、技術評価書を完了させる旨を報告した。

### (2) その他

①事務局より、9月4日開催の第1回プロセス評価委員会では、本委員会の委員が兼任すること、それ以外の委員候補による相互承認することで全ての委員が決定し、その後、委員長および副委員長が互選されることを報告した。

②次回委員会開催は未定につき、本日の議事要録は書面審議とすることで了解された。

### ③ (高圧ガス保安協会 越野理事)

議事4. における委員からのコメントへの回答に関する議論が非常に重要であると考えます。もし私が委員に就任していれば、この規格を使用するうえで、もっと多くの確認したいことや明確にすべきことをコメントしていただろうというのが率直な感想です。もし私が委員に就任していれば、この民間規格をA認定事業者が上手く使用してもらえるように意見を出したいと考えていた。この委員会で評価した民間規格は、国が認めた規格として、A認定事業者が使用して保安検査を行うものであるが、もしもその解釈について誤解や行き違い等があると、法令違反や認定取り消しになりかねないことも考えられる。民間規格評価機関、規格作成団体、A認定事業者、国、自治体など、全ての関係者が誤解することのないようにすべきである。議事4. の議論をより深めていただきたいと考える。今後の運用においてA認定事業者の認定取り消しなどということが起こることのないよう、民間規格評価機関におかれては、責任を持って確認していただければと考える。高圧ガス保安協会としても複線化を阻害しようという考えは全くなく、時代に応じて良いもの作り、ケースバイケースで事業者の責任で、より良いと判断するものを使うことが望ましいと考える。今後、民間規格評価機関ならびに評価した民間規格がより良いものになることを期待します。

### ④ (申請団体代表 石崎氏)

先ほどの越野氏のご意見の多くは、評価段階というよりは、規格策定段階で反映すべきものが多いと理解することから、越野氏におかれては、我々の規格作成プロセスに何らかの形で関与していただくことが双方にとって得策と考えるので、ご検討願います。

### ⑤ (経済産業省 高圧ガス保安室 中嶋室長補佐)

本委員会はA認定事業者が使用する保安検査の方法としての民間規格を評価する機関であるということを、事業者や自治体等の関係者に誤解の無いように周知する必要がある。例えば、

耐圧試験が免除される溶接補修などの規定があったが、まず溶接補修にあたり、高圧ガス保安法に基づく変更許可申請などの手続きが必要であり、変更管理の仕組みの中でその手続きが抜けてしまわないようにしなければならない。今後、経済産業省として、新たな認定制度について自治体や事業者への説明をする必要があると考えているが、その中で民間規格評価機関が評価した規格については、議事４．で議論された規格の解釈を説明するにあたり協力をしていただきたい。

以上